

平成 21 年度 財団法人新宿区生涯学習財団第 4 回理事会議事録

1 日 時 平成 21 年 12 月 21 日 (月) 午後 14 時 00 分から

2 会 場 新宿コズミックセンター5 階 中研修室

3 出席者 (理事現在数 15 名 定足数 10 名)

理事 岡田 芳朗	理事 小澤 弘太郎	理事 小野寺 孝次
理事 小柳 俊彦	理事 白井 裕子	理事 佐藤 洋子
理事 武井 正子	理事 中山 弘子	理事 新田 満夫
理事 橋本 巖	理事 谷頭 美子	

書面表決者

理事 小柴 和正 理事 酒井 敏男 理事 平田 達

事務局

小野寺事務局長	林歴史博物館館長	諏訪事務局次長	小林経営課長	
堂元経営課長補佐	世良事業一課長	堀田事業一課長補佐		
青木事業二課長	鈴木学芸課長			
岸田主任主事	粟屋主任主事	服部主任主事	桑島主任主事	橋爪主任主事
武富主任主事	内藤主任主事	岡田主任主事	森田主任主事	守谷主任主事

4 定足数の確認

理事現在数 15 名中 14 名出席 (書面表決者 3 名を含む)。寄附行為第 26 条第 1 項の規定により、理事会は有効に成立していることを確認した。

5 開会宣言

6 議事録署名人の選出

寄附行為第 28 条の規定に基づき、小柳副理事長及び橋本理事の 2 名を議事録署名人として選出した。

7 議題

- 議案第 34 号 財団法人新宿区生涯学習財団職員給与規程の一部改正 (案)
- 議案第 35 号 公益財団法人新宿未来創造財団例規文書規則 (案)
- 議案第 36 号 公益財団法人新宿未来創造財団処務規則 (案)
- 議案第 37 号 公益財団法人新宿未来創造財団印章取扱規則 (案)
- 議案第 38 号 公益財団法人新宿未来創造財団告示式規則 (案)

- 議案第 39 号 公益財団法人新宿未来創造財団公益通報者保護規則（案）
- 議案第 40 号 公益財団法人新宿未来創造財団寄付金取扱規則（案）
- 議案第 41 号 公益財団法人新宿未来創造財団セクシャル・ハラスメントの防止等に関する規則（案）
- 議案第 42 号 公益財団法人新宿未来創造財団職員就業規則（案）
- 議案第 43 号 公益財団法人新宿未来創造財団契約職員就業規則（案）
- 議案第 44 号 公益財団法人新宿未来創造財団パートタイム労働者就業規則（案）
- 議案第 45 号 公益財団法人新宿未来創造財団人事評価実施規則（案）
- 議案第 46 号 公益財団法人新宿未来創造財団職員給与規則（案）
- 議案第 47 号 公益財団法人新宿未来創造財団旅費規則（案）
- 議案第 48 号 公益財団法人新宿未来創造財団退職金規則（案）
- 議案第 49 号 公益財団法人新宿未来創造財団安全衛生及び健康管理規則（案）

事務局報告

- ・公益認定申請書類の一部変更について（経過報告）
- ・公益財団法人新宿未来創造財団の設立に伴う指定管理施設管理代行業務の取扱いについて
- ・財団法人新宿文化・国際交流財団理事会・評議員会議決内容
- ・新財団移行に関する周知について
- ・新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソンについて

8 議事の経過の概要及び結果

- (1) 議案第 34 号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。
- (2) 議案第 35 号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。
- (3) 議案第 36 号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。
- (4) 議案第 37 号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。
- (5) 議案第 38 号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。
- (6) 議案第 39 号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。
- (7) 議案第 40 号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。
- (8) 議案第 41 号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。
- (9) 議案第 42 号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。
- (10) 議案第 43 号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。
- (11) 議案第 44 号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。
- (12) 議案第 45 号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。
- (13) 議案第 46 号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。

(14) 議案第 47 号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。

(15) 議案第 48 号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。

(16) 議案第 49 号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。

9. 事務局報告

- ・公益認定申請書類の一部変更について（経過報告）について資料に基づき説明を行った。
- ・公益財団法人新宿未来創造財団の設立に伴う指定管理施設管理代行業務の取扱いについて資料に基づき説明を行った。
- ・財団法人新宿文化・国際交流財団理事会・評議員会議決内容の説明を行った。
- ・新財団移行に関する周知について説明を行った。
- ・新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソンについて資料に基づき説明を行った。

（議事の詳細・経過については、後出の理事会議事録のとおり。）

以上、この議事録が正確であることを証明するために、議長及び議事録署名人は次のとおり署名する。
なお、軽易な文言の修正は、理事長に委任する。

平成 21年12月 21日

議 長 中山 弘子 印

議事録署名人 小柳 俊彦 印

議事録署名人 橋本 巖 印

第4回 理事会

平成21年12月21日

○中山理事長 皆さんこんにちは。

今年も押し詰まりまして、あとわずかとなりました。皆さん本当にお忙しいところ、今日は理事会にご出席を頂きましてありがとうございます。

このところ、この財団法人を公益財団法人化へ向けてということで、皆様方に本当にいろいろご協力、ご審議を頂いておりますが、ことしも今回のこの理事会もそういった点で時間との闘いというようなところもありますけれども、皆様方のご協力を頂いて、円滑な運営ができたと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、定足数の確認を行います。

事務局から報告をお願いします。

○小林経営課長 経営課長です。

理事現在数15名、定足数10名のところ、ただ今10名の方々がご出席を頂いております。残りの3名の方からは書面表決を頂いておりますので、合計13名のご出席があるということで定足数に達しております。本理事会は有効に成立していることをご報告致します。

以上です。

○中山理事長 それでは、事務局の報告どおり、理事会は有効に成立しております。

既にご通知申し上げましたように、これから議決頂きますのは、会議次第にあります議案第34号から49号についてです。皆様よろしくお願い致します。

それでは、ただ今から平成21年度第4回財団法人新宿区生涯学習財団理事会を開催致します。

まず初めに、議事録署名人の選出を行います。

本日は、小柳副理事長と橋本理事にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中山理事長 ありがとうございます。

それでは、両理事にお願いを致します。

これより議事に入ります。

議案第34号の財団法人新宿区生涯学習財団職員給与規程の一部改正(案)について、まず事務局の説明を受けます。

(資料に基づく説明省略)

○中山理事長 それでは説明は終わりました。

ご意見、ご質問のある方はどうぞ。よろしいでしょうか。

それでは、ご発言がなければ質疑を終了致します。

議案第34号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中山理事長 異議なしと認め、議案第34号の財団法人新宿区生涯学習財団職員給与規定の一部改正(案)については原案どおり決定致します。

それでは次に、議案第35号の公益財団法人新宿未来創造財団例規文書規則(案)について、事務局の説明を受けます。

(資料に基づく説明省略)

○中山理事長 説明は終わりました。

ご意見、ご質問のある方はどうぞ。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○中山理事長 ご発言がなければ、質疑を終了致します。

議案第35号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 中山理事長 異議なしと認め、議案第35号、公益財団法人新宿未来創造財団例規文書規則(案)については、原案どおり決定致します。

次に、議案第36号の公益財団法人新宿未来創造財団処務規則(案)について、事務局の説明を受けます。

(資料に基づく説明省略)

- 中山理事長 説明は終わりました。

ご意見、ご質問のある方はどうぞ。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- 中山理事長 ご発言がなければ、質疑を終了致します。

議案第36号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 中山理事長 ありがとうございます。

異議なしと認め、議案第36号の公益財団法人新宿未来創造財団処務規則(案)については原案どおり決定致します。

次に、議案第37号の公益財団法人新宿未来創造財団印章取扱規則(案)について、事務局の説明を受けます。

(資料に基づく説明省略)

- 中山理事長 説明は終わりました。

ご意見、ご質問のある方はどうぞ。よろしいでしょうか。

ご発言がなければ質疑を終了致します。

それでは議案第37号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 中山理事長 異議なしと認め、議案第37号の公益財団法人新宿未来創造財団印章取扱規則(案)については原案どおり決定致します。

次に、議案第38号の公益財団法人新宿未来創造財団告示式規則(案)について、事務局の説明を受けます。

(資料に基づく説明省略)

- 中山理事長 説明は終わりました。

ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

- 中山理事長 ご発言がなければ、質疑を終了致します。

それでは、議案第38号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 中山理事長 異議なしと認め、議案第38号の公益財団法人新宿未来創造財団告示式規則(案)については原案どおり決定致します。

次に、議案第39号の公益財団法人新宿未来創造財団公益通報者保護規則(案)について、事務局の説明を受けます。

(資料に基づく説明省略)

- 中山理事長 説明は終わりました。
ご意見、ご質問のある方はどうぞ。
ご発言がなければ、よろしいですか、質疑を終了致します。
それでは、議案第39号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 中山理事長 異議なしと認め、議案第39号の公益財団法人新宿未来創造財団公益通報者保護規則(案)については原案どおり決定致します。
次に、議案第40号の公益財団法人新宿未来創造財団寄付金取扱規則(案)について、事務局の説明を受けます。

(資料に基づく説明省略)

- 中山理事長 説明は終わりました。
ご意見、ご質問のある方はどうぞ。
ご発言がなければ質疑を終了致します。
それでは、議案第39号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 中山理事長 異議なしと認め、議案第40号の公益財団法人新宿未来創造財団公益通報者保護規則(案)について原案どおり決定致します。
次に、議案第41号の公益財団法人新宿未来創造財団セクシャル・ハラスメントの防止等に関する規則(案)について、事務局の説明を受けます。

(資料に基づく説明省略)

- 中山理事長 説明は終わりました。
ご意見、ご質問のある方はどうぞ。ご発言がなければ質疑を終了致します。
それでは、議案第41号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 中山理事長 異議なしと認め、議案第41号の公益財団法人新宿未来創造財団セクシャル・ハラスメントの防止等に関する規則(案)について、原案どおり決定致します。
次に、議案第42号の公益財団法人新宿未来創造財団職員就業規則(案)について、事務局の説明を受けます。

(資料に基づく説明省略)

以上、説明を終わります。よろしくご審議をお願い致します。

- 中山理事長 説明は終わりました。
ご意見、ご質問のある方はどうぞ。
ご発言がなければ質疑よろしいですか、終了致します。
それでは、議案第42号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 中山理事長 異議なしと認め、議案第42号の公益財団法人新宿未来創造財団職員就業規則(案)につ

いては原案どおり決定致します。

次に、議案第43号の公益財団法人新宿未来創造財団契約職員就業規則（案）について、事務局の説明を受けます。

（資料に基づく説明省略）

○中山理事長 説明は終わりました。

ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

○新田理事 就業規則のいわゆる我々で言うと正社員と契約社員のところ、これ先に送って頂いてよく読んできたんですが、後でまた、まとめて意見を言う機会がありますか。

○中山理事長 規程についてはよろしいですか。

○新田理事 ええ、異議ないです。

○中山理事長 それでは、後ほどご意見を頂くということで。

○新田理事 ずっとまとめて。

○中山理事長 結構です。それでは、そのように進行をさせていただきます。

この43号の議案について、ご発言がなければ質疑を終了致します。よろしいですか。

それでは、議案第43号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中山理事長 異議なしと認め、議案第43号の公益財団法人新宿未来創造財団契約職員就業規則（案）については原案どおり決定致します。

次に、議案第44号の公益財団法人新宿未来創造財団パートタイム労働者就業規則（案）について、事務局の説明を受けます。

（資料に基づく説明省略）

○中山理事長 説明は終わりました。

ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

ご発言がなければ、質疑を終了致します。

それでは、議案第44号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中山理事長 異議なしと認め、議案第44号の公益財団法人新宿未来創造財団パートタイム労働者就業規則（案）については、原案どおり決定致します。

次に、議案第45号の公益財団法人新宿未来創造財団人事評価実施規則（案）について、事務局の説明を受けます。

（資料に基づく説明省略）

○中山理事長 説明は終わりました。

ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

ご発言がなければ質疑を終了致します。

それでは、議案第45号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中山理事長 異議なしと認め、議案第45号の公益財団法人新宿未来創造財団人事評価実施規則（案）については、原案どおり決定致します。

次に、議案第46号の公益財団法人新宿未来創造財団職員給与規則（案）について、事務局の説明を

受けます。

(資料に基づく説明省略)

○中山理事長 説明は終わりました。

ご意見、ご質問のある方はどうぞ。どうぞ、谷頭委員。

○谷頭理事 今8条の3項ですね。新宿区歴史博物館長の給料で、その後に文化センターとおっしゃったような気がするんですが、その文言、ちょっと見当たりません。どこに。新しい方、そうかごめんなさい。じゃ見落とししました、すみません。

○中山理事長 よろしいですか。

○谷頭理事 わかりました。

○中山理事長 他にございませんか。

ご意見がなければ質疑を終了致します。

それでは、議案第46号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中山理事長 異議なしと認め、議案第46号の公益財団法人新宿未来創造財団職員給与規則(案)については、原案どおり決定致します。

次に、議案第47号の公益財団法人新宿未来創造財団旅費規則(案)について、事務局の説明を受けます。

(資料に基づく説明省略)

○中山理事長 説明は終わりました。

ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

ご発言がなければ質疑を終了致します。

それでは、議案第47号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中山理事長 異議なしと認め、議案第47号の公益財団法人新宿未来創造財団旅費規則(案)については、原案どおり決定致します。

次に、議案第48号の公益財団法人新宿未来創造財団退職金規則(案)について、事務局の説明を受けます。

(資料に基づく説明省略)

○中山理事長 説明は終わりました。

ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

ご発言がなければ、質疑を終了致します。

それでは、議案第48号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中山理事長 異議なしと認め、議案第48号の公益財団法人新宿未来創造財団退職金規則(案)については、原案どおり決定致します。

次に、議案第49号の公益財団法人新宿未来創造財団安全衛生及び健康管理規則(案)について、事務局の説明を受けます。

(資料に基づく説明省略)

○中山理事長 説明は終わりました。

ご意見、ご質問のある方はどうぞ。よろしいでしょうか。

ご発言がなければ質疑を終了致します。

それでは、議案第49号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中山理事長 異議なしと認め、議案第49号の公益財団法人新宿未来創造財団安全衛生及び健康管理規則(案)については原案どおり決定致します。

続いて、これで一応議案が終わりましたね。

どうですか。先ほど新田理事からまとめてというご意見がありましたので、ここでご意見を伺うということで。

○新田理事 いいですか。

○中山理事長 ええ、結構です。どうぞお願い致します。

○新田理事 公益法人化に向かって、非常に膨大な事務量を私が属している財団でもやっておりますけれども、そのためにいろんな事務の手数がかかったということに対しては、事務局長以下、事務局の人に敬意を表したいと思います。諏訪さん、雑駁だと言っていますが、全部飲み込んでしゃべってくれるのですごいと思います。

もう一つ、区との関係があるので、必ずしもこの財団だけで独自のものはそう簡単にできるものではないということも私は理解していますが、1つだけ特に申し上げますと、中山区長以下区が進めているワークシェア、みんなで仕事を分かち合って、多くの人に仕事を与えていくんだと。既に正社員というか正職員がガッツと握っていて、なかなか人に渡さない。みんなでシェアをしていくという発想が、余りこの規程の改革の中で僕は読み取れなかったということが一つです。

それからもう一つ、全く逆の考え方で、5人でやれることを4人でやってなるべく正社員にしてやった方がいいのではないのかという発想みたいなものも余りなくて、これだけ細かくパートとか契約社員に契約をつくってしまうと、最初から時間の関係でパートがいいという人もいます。それから、契約の方が気楽だからいいという人もいます。しかし、大多数の人は正社員になりたいんです。

その時にこれだけの細かい規定をつくってしまうと、もうここに入ってしまうと動けなくなっていくということが、やはりこれからの日本の経済とか少子化の中でいいのだろうかということを感じておりますので、これはもっと大きな問題だと思うので。そのワークシェアという発想と全く180度違う、やはり5人でやれることを4人でやって、なるべく余計仕事をしてみんなで分かち合っていく。なるべく正社員でしてやるという発想がないのか、そういうことはこの中には余り見えなかったということが一つと、最後に全く別ですが、今度できる未来財団ですね。

○中山理事長 未来創造財団ですね。

○新田理事 一言でもっと短いわかりやすい名前は検討中なのかということ。今どこの財団も幾つか合わせたものだから非常に長くなって困っているの、間違っても分かりにくいビズなんてつけないで、区民が聞いたらあそこですねとわかるようなものを検討なさったらどうですか。大変難しいこと言ってますみません。

○中山理事長 それでは、お願いします。

○小野寺事務局長 正確に答えられるかどうかなんです、ワークシェアリングは非常に大事だと思っていて、特に制度の枠の中では述べておりませんが、常に意識をしているということでございます。

ただ私ども財団の取り扱っている業務の質、量の問題、あるいは財務運営の状況ということを中心に考えた上で、どういう職に就いても、その職にいる間は安心して計画的に生活設計ができるという状況をつくっていくのが、私どもの責任だろうと思っているところでございます。具体的に5人を4人にして正にしたらどうだというお話もございましたけれど、実は業務の中には契約が成立して初

めて雇用につながるような業務もございまして、区からの財源をあてにして、区の制度をそのまま実施しているというものばかりではございません。従いまして、市場にある通常の法人、企業と同じように十分採算等を考えた上で、雇用につながなければならない職も多く抱えているという実態がございますので、きちんと意を用いながらも、経営者として責任ある判断が求められているのだろうと考えている点が第1点でございます。

それと、本日午前中の評議員会からも、障害者の代表の方からもお話がありましたが、障害者の方、いろんな心身障害者全般につきまして、私ども何とか雇用を確保したいという思いがありまして、いわゆるハローワークと連携の中、トライアル雇用で職を継続して元気で一生懸命働いている職員もいますし、心身障害の団体に属する方で、私どもの職域の中で十分働けるような状況にある方等についての雇用も進めているところでございまして、今後ともそういう職域には、障害の方も含む方達にも従事して頂けるように頑張っていきたいと思っております。

従いまして、財務運営状況等も確固なものにしまして、この先安定的な業務として推進できるということになれば、正規職員の量も確保できる状況になってくるのではないかと。まだその途上にあり、なかなかそこまで思い切って、一生にかかる話ですので、職員の一生が保障できるだけのきちんとした計画に基づかなければ、その雇用計画は立てられないのかと考えているということが第1点でございます。

それから財団名が確かに長いということも、私どもも実感しておりまして、現在でも生涯学習財団と言われる方が少なく、レガス、レガスと愛称で呼ばれて、親しんでいる方が大変多いということもありますし、広報紙もレガスを使っておりますので、今までなれ親しんで短い言葉で表現できるという利点がございますので、正式名称はこうなったとしても愛称等で短くわかりやすいということにつきましては、今後とも継続して使用してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○中山理事長 よろしいでしょうか。

それでは、他に皆さんから何かございますか。

それでは、事務局から報告事項がございますので、事務局から報告をお願い致します。

(資料に基づく説明省略)

○中山理事長 よろしいですか。

それでは、事務局からかなり多くの報告がありました。

事務局からの報告について、何かご意見、またはご質問でも結構ですので、ございますか。どうぞ。

○谷頭理事 先ほど新財団移行に関する周知というご報告がございましたけれども、今度公益財団法人になって、利用者といいますか、そういう方々の利用の仕方が変わるとか変わらないとか、そういうことも周知の中には入ってくるんですか。

○中山理事長 どうぞ。

○小野寺事務局長 手順で一番変わるの、古い様式があて名が違うので変わるというようなものが出てきますし、例えば文化センター等の利用だとか、多文化共生プラザで実施している事業等については、レガスの広報紙を通じて皆さんにご案内するとかという部分が変わってくる部分の一番大きいところだと思うんですね。それ以外につきましては、現状の業務については、質、量落とさずに今までどおりやるという前提で組んできましたし、あとはむしろ観光事業と新たな事業が加わってまいりますので、ここの部分について、私どもは大いに打っていかねばならない立場になりますので、その辺が大きく変わってくるというところでございます。ご迷惑にならないように努力していきたいと思います。

○谷頭理事 混乱すると困ると思ったのでちょっとお聞きしました。

○中山理事長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

- 新田理事 事務局長、厚生年金会館がなくなるのは知っているでしょう。だから新宿区の中の大きな器としては、文化センターは大事になるよね。積極的にやると儲かるんじゃないですか、って言い方悪いですが、非常に有名になるんじゃないですか。
- 小野寺事務局長 そうですね。この状況の変化は有利な側面もつくっておりますし、文化センターって立派な器がある割には、なかなか来館頂く機会も少ないということもありますので、職員の知恵を集めまして、今まで以上に親しまれる施設としての運営を心がけたいと思っております。
- 中山理事長 ぜひ文化センター等についても皆様方からご意見を頂ければと思います。
他に何かございますか。よろしいですか。
- 小野寺事務局長 1点だけ申し忘れました。
評議員会でも話題になった件ですが、今年度、理事会の招集の予定はあるのかとお思いになられる方もいらっしゃると思います。実はもう一度、規程整備を中心としたところで、まだ作業が終えていない部分がございます。いつ開催をするかということにつきましては、議案の内容と、あるいは区の関係との調整等が必要な部分も残ってございますので、区議会の開催の状況等を見ながら、なるべく早いうちに決めていきたいと思っております。特に、3月の、現在のところは16日に、この公益認定審査会で認定がなされる予定ということになっており、その後、登記その他の手続等も控えているものですから、その辺も睨みながら、なるべく早目にご案内したいと思っておりますので、年度末で大変お忙しい時期ではございますけれども、よろしくお願ひしたいということを申し上げておきたいと思ひます。よろしくお願ひします。
- 中山理事長 今、事務局長からもお話しございましたように、大変この公益認定、時間との競争で今年度内にとということで、3月16日の審議会でというようなことを考えておまして、それで4月には新しい財団としてスタートするというようなことで、皆様方にもいろいろお忙しい中お時間を頂くようになるかと思いますが、何卒よろしくお願ひ申し上げます。
それでは、本日は、これをもって第4回の理事会を終了させていただきます。
本当にお忙しい中ありがとうございました。